

<令和元年度>

藤枝市住宅用太陽光発電システム設置費補助金について(概要)

1 交付申請受付期間

令和元年6月10日(月)～令和2年2月28日(金)
ただし、予算額(520万円)に達した時点で受付を終了します。

2 対象となる要件(次の(1)～(4)のすべてに該当すること)

- (1) 市内の既築住宅(併用住宅も可)に10kW未満の太陽光発電システムを設置する方
- (2) 交付申請時に未着工であること
ただし、平成31年4月1日(月)から、
令和元年6月9日(日)までに着工した場合は、対象者とします。
- (3) 納付すべき市税を滞納していない方
- (4) “もったいない”エコファミリー宣言をしている方(申請時の宣言でも可)

3 補助金額

1kW当たり1万円で、千円未満は切捨て(上限4万円)。

4 手続き(手順)

(1) 着工前に、次の申請書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 対象システムの工事請負契約書の写し(注文者は補助金申請者本人であること。注文者名と請負者名があり、捺印、消印された収入印紙が貼ってあるもの。)
- ③ 藤枝市補助金用太陽光発電システムの設置に関する工事内訳書の写し
- ④ 市税の滞納がないことの証明(3ヶ月以内に発行された完納証明書等)
- ⑤ “もったいない”エコファミリー宣言

市役所納税課
で発行

(2) 市より、補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

着工 → 工事完了

(3) 設置工事完了後、30日以内に、次の書類をすべて揃えて提出してください。

- ① 実績報告書(第5号様式)
- ② 対象システムの設置に係る領収書の写し
- ③ 交付申請時に提出した藤枝市補助金用太陽光発電システムの設置に関する工事内訳書の写し(交付申請後に対象システムに係る変更があった場合は、変更後の工事内訳書)
- ④ 設備認定通知書の写し
- ⑤ 電力会社と電力受給契約を締結したことが分かる書類(「発電設備の連系に関するお知らせ」等)の写し
- ⑥ 請求書(第7号様式) ← 提出日・日付・文書番号は記入しないこと
- ⑦ 振込先口座の通帳の写し(金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・名義人を示す部分)
- ⑧ システム(モジュール)配置図
- ⑨ 太陽電池モジュール設置後の建物全体写真(カラー)
- ⑩ 太陽電池モジュール部分の設置写真(カラー)
- ⑪ パワーコンディショナ設置写真及びパワーコンディショナ銘板写真(カラー)

《裏面へ続く》

- (4) 市より、補助金交付確定通知書（第6号様式）を送付します。
通知書送付後3～4週間程度で振込先口座へ補助金を振り込みます。
- (5) “もったいない”エコファミリー宣言をした方は、3か月以上経過後に「エコファミリーの取組み」を市へ提出してください。

※ 留意事項

- ① (1)の交付申請書及び(3)の実績報告書に不備があった場合は、受付ができませんので、速やかに訂正等をお願いします。
- ② 交付申請の補助金額の総額が予算額を超えた場合は、超えた日に到着した交付申請書（不備があるものを除く）の中から、抽選により申請の受付順を決定します。
- ③ **次のいずれかの事由により、交付申請書の内容を変更又は中止した場合は、速やかに補助金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を提出してください。**
 - ア 太陽光発電システムの設置計画を変更した。
 - イ 太陽光発電システムの設置を中止した。
 - ウ 実績報告書（第5号様式）の提出が、市が定めた提出期限に間に合わないことが判明した。
- ④ **確実に円滑な補助金交付事務を遂行するため、設置工事完了後は指定された期限内に速やかに手続きを行ってください。**

5 提出先・問い合わせ先

郵送または窓口で直接提出（※郵送で提出の場合は、確実な配送のためにも簡易書留・特定記録郵便での郵送をおすすめします。）

- 郵送先：〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15-25 藤枝市役所南館3階
藤枝市役所 環境政策課 太陽光補助金担当 宛て
- 窓口：藤枝市役所 南館3階 環境政策課窓口まで
- 電話番号：054-643-3183 / FAX 番号：054-631-9083
- ホームページ：<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

【注意！】太陽光発電に関するトラブルにご注意ください。

- 太陽光発電システムを屋根に設置すると、太陽光パネルの重量により建物本体の強度に影響を及ぼす可能性があります。設置を検討される際には、建物を建てた工務店などにあらかじめ相談するなど建物の強度に十分配慮してください。
- 太陽光発電システムの契約に関するトラブルが増加しています。複数社に無料見積りを依頼し、内容に納得した上で契約されることをおすすめします。
事前に消費者相談の内容や対処方法について知識をもっておくことが大切です。
（主なトラブル）→ ・強引な契約等の「迷惑な勧誘方法」
・雨漏りの発生や着手前の代金支払い等の「施工に関する問題」
（トラブルに関する相談・問合せ先）
藤枝市消費生活センター 電話番号：054-643-3305